

第2期愛知県歯科口腔保健基本計画（概要版）

第1章 第2期愛知県歯科口腔保健基本計画の考え方

1 趣旨

2013年に「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定し、計画期間終了の2023年度まで、当計画に沿って歯科保健を総合的に推進してきた。「第2期愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定し、県民の歯と口の健康づくりを強化することによって、健康で質の高い生活の実現のさらなる推進を図る。

2 計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第十三条及び「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」第九条に基づく計画とする。

3 計画の基本理念

「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」

4 計画の期間と評価

計画期間は、2024年度から2035年度までの12年間とする。

計画の中間年度（2029年度）に中間評価を行い、必要に応じ内容の見直しを行い、2034年度に最終評価を行う。

第2章 歯科口腔保健の推進のための基本方針・目標

県民が「生涯を通じて自分の歯で何でも食べることができる」ことを実現するため、基本方針及び目標を設定する。基本方針ⅡとⅢについては、ライフステージ（乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）の特性を考慮しながら、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）も踏まえて歯科口腔保健の推進に取り組む。

基本方針Ⅰ 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

本県における歯科口腔保健の水準は大きく改善しており、特に乳幼児期・学齢期のむし歯の状況においては全国でもトップレベルで、これを維持する必要がある。一方、地域や社会経済状況による格差があることから、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」に取り組む。

基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防

歯科疾患は、口腔だけでなく全身の健康にも大きく関係する。「歯科疾患の予防」に取り組むことは、歯科口腔保健の向上とともに、全身の健康づくりを行っていくためにも重要である。

- ◎目標：【乳幼児期】健全な歯・口腔の育成
- 【学 齢 期】健全な歯・口腔の育成と維持
- 【成 人 期】歯科疾患の発症予防・重症化予防
- 【高 齢 期】歯の喪失防止

基本方針Ⅲ 口腔機能の獲得・維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質の向上等のために、「口腔機能の獲得・維持・向上」を図ることも重要である。

小児では、良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得を図る必要がある。

成人では、要介護状態の予防・フレイル予防に向けて、何でも噛んで食べることができるように、「オーラルフレイル対策」が必要となる。

- ◎目標：【乳幼児期・学齢期】適切な口腔機能の獲得
- 【成人期・高齢期】口腔機能の維持・向上

基本方針Ⅳ 定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

障がい者（児）、要介護高齢者及び在宅療養者に対する歯科医療を提供する施設は限定されている。また、三河山間部の無歯科医地区等の住民は、歯科健診や歯科医療を受けることが困難である可能性がある。身近で受診できる環境整備を図る必要があり、「定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」に取り組む。

目標：誰でも定期的な歯科健診・歯科医療を受けられる環境の実現

基本方針Ⅴ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健を円滑に推進するために、ライフステージを踏まえ、関係機関・団体などとともに「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に取り組む。

目標：歯科口腔保健の推進体制の整備

第3章 歯科口腔保健を推進するための具体的な指標・取組

ライフステージや対象者ごとで個別に具体的な指標を設定した。

基本方針ⅡとⅢについては、「歯科疾患の予防」及び「口腔機能の獲得・維持・向上」についてライフステージごとに具体的な指標を示し、歯科口腔保健の推進に取り組む。

基本方針Ⅳについては、障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者及びへき地在住者について現状と課題を整理し、取組の方向と具体策を検討した。

1 基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防 【乳幼児期（出生から5歳まで）】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
3歳児でむし歯のない者の割合の増加	94.4% (2022年度)	95%
3歳児で4本以上のむし歯を有する者の割合の減少	2.2% (2021年度)	0%

<主な取組>

- 愛着形成の観点から、こどもがみがいた後に仕上げみがきをすることの重要性の啓発
- 食育を含めた基本的な生活習慣の形成の重要性に関する啓発
- フッ化物洗口を実施している施設に対する安全かつ効果的に継続実施するための支援

2 基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防 【学齢期（6歳から19歳まで）】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
12歳児でむし歯のない者の割合の増加	84.4% (2022年度)	90%
フッ化物洗口を実施する施設の割合の増加	29.3% (2022年度)	40%

<主な取組>

- むし歯や歯周病などの歯科疾患やその予防に関する知識の啓発
- フッ化物洗口、給食後の歯みがき、食育を含めた歯科口腔保健に関する健康教育の推進
- 自発的な歯科健診を促すための啓発

3 基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防 【成人期（20歳から59歳まで）[妊産婦を含む]】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
40歳で歯周炎を有する者の割合の減少	50.3% (2022年度)	25%
20歳代又は30歳代を対象とした歯科健康診査を実施している市町村の割合の増加	87.0% (2023年度)	100%

<主な取組>

- 歯周病と喫煙、歯周病と糖尿病との関連等についての正しい知識の啓発
- 地域や職域等で歯科健診・歯科保健指導の実施及び拡充のための支援
- 若い世代、働く世代、妊産婦等に対する歯科健診を促すための啓発

4 基本方針Ⅱ 歯科疾患の予防 【高齢期（60歳以上）】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	58.7% (2022年)	75%

<主な取組>

- 歯科疾患予防及び全身の健康維持の観点から、歯科健診の重要性の啓発
- 後期高齢者歯科健康診査の拡充に向けた、市町村や歯科医療関係者に対する研修の開催
- 口腔がんの早期発見・早期治療の重要性に関する啓発

5 基本方針Ⅲ 口腔機能の獲得・維持・向上 【乳幼児期・学齢期】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
3歳児で口のために飲み込めない・かまわずに丸飲みする者の割合の減少	22.7% (2022年度)	20%

<主な取組>

- 口腔機能育成に向けた、地域の子育てや発達に関わる多職種と連携した支援体制の構築
- 愛知県母子健康診査マニュアル報告を活用した健診情報の集計・分析及び口腔機能の育成に関する支援とその取組の評価などに役立つ情報の還元

6 基本方針Ⅲ 口腔機能の獲得・維持・向上 【成人期・高齢期】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
75歳以上で咀嚼良好者の割合の増加	70.1% (2022年)	85%
「オーラルフレイル」を知っている者の割合の増加	9.3% (2022年)	20%

<主な取組>

- 県民、医療・介護関係者に対するオーラルフレイル予防・早期発見に関する啓発
- 後期高齢者歯科健康診査における口腔機能評価導入の推進に向けた市町村支援
- オーラルフレイルに対応する歯科保健医療提供体制の整備

7 基本方針Ⅳ 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健の推進【障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者】

<主な指標>

指 標	ベースライン値	目標値
歯科の協力体制のある障害者支援施設及び障害児入所施設の割合の増加	69.5% (2022年)	100%
在宅療養支援歯科診療所の割合の増加	16.6% (2023年度)	20%

<主な取組>

- 障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者に対する歯科医療提供体制の確保
- 在宅歯科医療等に係るニーズ把握や関係者間における課題の共有
- 地域包括ケアシステムにおける多職種連携による歯科医療関係者の参画の推進

8 基本方針Ⅳ 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健の推進【へき地在住者】

へき地における歯科保健医療ニーズ及び課題把握を行うとともに、無歯科医地区においては、歯科医師がいる地域との連携体制の構築など、歯科診療を受けることができる体制づくりを進める。

第4章 調査及び研究に関する事項

県民の歯科保健・医療ニーズを定期的に把握し、地域の特性に応じた効果的な施策の展開を図るための調査を行う。また、得られた調査結果を活用し、県の特性に応じた今後の歯科保健施策に反映させる。

第5章 その他の歯科口腔保健の推進に関する事項

1 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

県民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上を図るため、行政、関係団体の連携のもとで意識啓発を推進する。

2 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成

歯と口の健康づくりに携わる保健・医療等従事者の人材確保の推進を図るとともに、研修会等を実施することにより最新の医療知識や技術の習得を図り、育成に取り組む。

保健所、市町村で従事する新任期の歯科衛生士が、公衆衛生歯科技術職員としての専門能力を身に付けるための研修を実施する。

3 大規模災害時の歯科口腔保健

大規模災害時に、迅速かつ適切に対応できる歯科保健医療提供体制の構築に向けて、関係機関・団体、学識経験者、市町村、保健所、県関係課等と協議や情報共有を行う。

平常時から歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学、市町村、保健所、県関係課等と連携して、大規模災害時における歯科保健医療活動に係る研修や訓練を実施する。

4 歯科健診を通じた保護者による適切な健康管理がなされていないこどもを早期に発見するための対策

歯科の立場から、保護者による適切な健康管理がなされていないこどもを早期に関係機関につなぎ、連携して支援する体制を整備する。